

たんぽぽ舎です。【TMM:No3949】

2020年6月4日(木)地震と原発事故情報-

6つの情報をお知らせします

転送歓迎

★ 1. トリチウム汚染水の海洋放出について

トリチウム汚染水は廃棄物にあたる
廃棄物の海洋投入は厳しく制限されている
環境基本法改正に基づく廃棄物処理法見直しの不作為が元凶
「汚染土の再利用」も同根

熊本一規（明治学院大学名誉教授）

★ 2. 新しい人も参加-コロナ下でもいしゆくしない人々

トリチウム(放射能汚染水)を海へ捨てるな！海を殺すな！
JR列車から見える-大きな横断まくを作ろう-カンパ 17005 円
第 81 回東電本店合同抗議行動の報告

次回は 7 月 1 日(水) 柳田 真（たんぽぽ舎共同代表）

★ 3. どれだけ東京電力に信頼性がないか

蓮池 透（新潟県在住）

★ 4. 新型コロナで地域医療に熱心な病院が大赤字で倒産の危機

メルマガジン読者からのお便り紹介 (Yさん)

★ 5. 保安規定再検討を-柏崎原発・規制委、東電に伝達…

メルマガ読者からの「新潟日報」情報 1 つ(抜粋)

金子 通（たんぽぽ舎会員）

★ 6. 「日刊ゲンダイ」6月4日発行より、

目についた記事 4 つ紹介

◎ 学歴詐称疑惑 小池都知事アラビア語での答弁拒否

「話しても誰も分からない」

◎ 取材と検証で小池都知事の学歴詐称を確信

「注目の人直撃インタビュー」石井妙子(ノンフィクション作家)

◎ 匿名で他人を誹謗中傷する行為は卑怯で許し難い

孫崎 亨「日本外交と政治の正体」346 より抜粋

◎ 必要なのは検察庁法改正でなく刑法 185 条の罰則規定の具体化

怒りん坊中村敦夫の「閻魔堂会議」19 より抜粋

※6/8(月)岩垂弘連続講座にご参加を！

第 3 回「衝撃のビキニ被災事件」原水禁運動の誕生と発展

「日本人は核にどう向き合ってきたか

被爆 75 年、核廃絶運動を顧みる」 (10 回連続講座)

お 話 : 岩垂 弘さん (ジャーナリスト・元朝日新聞編集委員)

日 時：6月8日(月)14時より16時

会 場：「スペースたんぽぽ」(ダイナミックビル4F)

参加費：800円(5回券(3000円)を発行しています。

1回600円となります)

※会場では「新型コロナウイルス」対策を致します。

- ・会場入り口に手指消毒用ボトルを用意します。
- ・机の上に消毒液を噴霧しペーパータオルで拭きます。
- ・窓をこまめに開けて換気に配慮します。
- ・「密集」しないように着席していただきます。
- ・体調に不安のある方は、無理に参加しないで下さい。

「」

■ 1. トリチウム汚染水の海洋放出について

- | トリチウム汚染水は廃棄物にあたる
- | 廃棄物の海洋投入は厳しく制限されている
- | 環境基本法改正に基づく廃棄物処理法見直しの不作為が元凶
- | 「汚染土の再利用」も同根

————— 熊本一規(明治学院大学名誉教授)

◎ トリチウム汚染水の海洋放出が問題になっています。

トリチウム汚染水が廃棄物にあたれば安易な海洋放出などできないはずですが、トリチウム汚染水は液体だから廃棄物にあたらないのでしょうか？

そんなことはありません。廃棄物処理法では「廃棄物は、…汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義されていますので、汚水も廃棄物に含まれます。

廃棄物の海洋投入には集中型と拡散型の二種類がありますが、汚水の場合には拡散型の投入をしなければならず、投入可能な海域も汚水が海流に乗って拡散され得るような海域に限定されています。

にもかかわらず、なぜトリチウム汚染水をタンクから海洋放出するような行為が可能になるのでしょうか。

その理由は、廃棄物処理法の廃棄物の定義に「(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」とのカッコ書きが挿入されているからです。そのため、トリチウム汚染水は廃棄物処理法の適用を免れているのです。

◎ 「放射性物質の適用除外」は、公害対策基本法8条にも

環境基本法 13 条にも規定されていきました。放射性物質は、原子力関連法で規制することとされ、環境関連法の規制対象から外されていたのです。

しかし、福島第一原発事故後、2012 年 6 月に原子力規制委員会設置法の附則により環境基本法 13 条が削除されました。そのため、個別の環境法も改正しなければならなくなり、2013 年 6 月、「放射性物質による環境の汚染防止のための関係法律の整備に関する法律」（略称、「整備法」）が制定されて、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の 4 つの法律の一部改正が行なわれました。

しかし、廃棄物や土壌汚染に関しては何の改正も行なわれていません。

◎ また、2011 年 8 月に制定、2012 年 1 月に施行された放射性物質汚染対処特措法の附則では、次のように定められています。

第 5 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第 6 条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

◎ 環境基本法 13 条が削除されたからには、あらゆる環境関連法で「放射性物質の適用除外」規定が削除されなければなりません。

そのうえ、放射性物質対処特措法附則の規定がありますから、廃棄物処理法の抜本的見直しが早急に必要ははずです。

にもかかわらず、環境基本法 13 条の削除、及び放射性物質汚染対処特措法の施行から 8 年経った今もなお、廃棄物処理法における「放射性物質の適用除外」規定は全く見直されていません。

廃棄物処理法の「放射性物質の適用除外」規定が削除されれば、トリチウム汚染水の海洋投入も、また、汚染土の公共事業への再利用も「廃棄物の不法投棄」（廃棄物処理法 16 条違反）にあたることとなります。

◎ 要するに、本来なら「廃棄物の不法投棄」にあたる行為が国の不作為によって可能になっているということです。

トリチウム汚染水の海洋放出という不条理に際し、廃棄物や土壌等に関して「放射性物質の適用除外」規定を見直さない国の不作為の責任も追及していく必要があると思います。

注：整備法に関する中央環境審議会の資料を

HP (www.kumamoto84.net/Tritium/Tritium.html) に

掲載しておきます。

ㄱ

ㄱ■ 2. 新しい人も参加-コロナ下でもいしゆくしない人々

| トリチウム(放射能汚染水)を海へ捨てるな！海を殺すな！

| JR列車から見える-大きな横断まくを作ろう-カンパ 17005 円

| 第 81 回東電本店合同抗議行動の報告

| 次回は 7 月 1 日(水)

ㄱ———— 柳田 真 (たんぼぼ舎共同代表)

6 月 3 日(水)、秋葉原駅そばの日本原電本店への申し入れ・

抗議行動(東海第二原発の再稼働工事を中止せよ・要請文の提出など)の
あと、18 時 30 分より 19 時 30 分まで、東京電力本店(東京千代田区内幸町)
で、足かけ 9 年目の第 81 回東電本店合同抗議行動がおこなわれました。

新しい人々も参加して、58 名、…コロナ下でもいしゆくしない人々が
元気に声をあげました。いつものように A 4 判 4 頁の集会レジメが
全員に配られました。

司会は、武笠さん、冨塚さん、柳田の 3 人で、タイコの景気のよい音
から始まりました。

発言者の内容はほとんどが放射能汚染水・トリチウムの海洋投棄に
反対、海を殺すな！安全な陸上部に保管せよ(100 年)、土地はある-
東電も国も「ある」と話しました。

2 団体と個人、合計 3 人から東電へ要請文が手交されました。

1. 「民間規制委員会・東京」から…坂東喜久恵さん
2. 「反原発自治体議員・市民連盟」から…武笠紀子さん
3. 放射性滞留水の管理等への要請…稲村友美さん(たんぼぼ舎会員)

会計の佐々木さんから、「東京電力は原発をやめよ」の大きな横断
まくを作ろう、すぐそばを走る JR 列車からもよく見える、キラキラ
光る横断まくを作ろう-そのためのカンパを訴え 17005 円
あつまりました。

来月は、第 82 回 7 月 1 日(水)18 時 30 分より 19 時 30 分。参加しよう！

その前段の 17 時より 17 時 45 分の日本原電本店(東海第二原発の
再稼働工事をやめよ)にも合わせて参加しようとのアピールがあり、

終了しました。

なお、2つの抗議行動の動画は
三輪祐児さんの「ユープラン」をご覧ください。

<https://www.youtube.com/channel/UCsFcN5t3EpFTAkT-I2qMPkw>

ㄱ

ㄱ■ 3. どれだけ東京電力に信頼性がないか

ㄱ———— 蓮池 透（新潟県在住）

そもそも保安規定に「精神論」を明示するなど有り得ない。
裏を返せば、どれだけ東京電力に信頼性がないかの証左。

参考記事 1

原子力規制委員会は28日、東京電力柏崎刈羽原発の保安規定に東電が盛り込んだ「同原発の安全対策に必要な資金を確保する」など7項目の「決意」について、実質的な審査を始めた。

東電は7項目を保安規定中の「基本姿勢」に据えたが、規制委は社長の責任などに関する具体的な記述が必要だとして、東電に再検討を求めることを決めた。

柏崎原発保安規定 東電に再検討要求 規制委「社長の責任不明確」

(2020/05/29「新潟日報」)

<https://www.niigata-nippo.co.jp/news/national/20200529546370.html>

※「新潟日報」の続報は■ 4. をご参照ください。

参考記事 2

コロナ禍で東京電力再建困難に。10兆円以上の借金返済できる？
コロナの影響で国内の工場や商業施設が通常の稼働に戻るまで時間がかかっているほか、大規模な感染第2波が発生する恐れもある

東電再建計画の策定作業遅れ

(2020年6月3日毎日新聞東京朝刊)

<https://mainichi.jp/articles/20200603/ddm/008/020/095000c>

ㄱ

ㄱ■ 4. 新型コロナで地域医療に熱心な病院が大赤字で倒産の危機

| メールマガジン読者からのお便り紹介
└———— (Yさん)

◎新型コロナウイルス対策について

いつも有意義な情報有難うございます。下記の意見に共鳴します。

保健所や保健師が忙しいと言っても、振り分けセンターだと言いながら検査を断ってばかりいなければならないのですから、いくら沢山あっても間に合わないと思ってました。

病院のシステム・サポートがちゃんとできないから、保健所があってもどうしようもないです。

この前テレビに出ていて立川相互病院などは地域医療に熱心で困ったときは駆けつける病院でしたが、コロナの人を引き受けて1億円の赤字で倒産するかもとか・・・。

他でもそういう病院が続いているでしょう。良心的な病院なのになんとか立ち直って欲しいと思います。

こういうメルマガを見て頭をしっかりとさせないといけないですね。これからもよろしくお願いします。

> 2020/06/03 たんぽぽ舎メールマガジン【TMM:No3948】

> ★3. 新型コロナウイルス感染症は災害である…

> 山崎久隆（たんぽぽ舎共同代表）

> そのためには保健所から相談センターを切り離し、発熱外来を

> 作った病院や市区町村の施設の敷地に検温所と検体採取コーナー

> （いわゆるドライブスルーやウオークスルー検体採取所）を設けて

> 網羅的な検査を実施すべきだ。

┌┐

└■5. 保安規定再検討を-柏崎原発・規制委、東電に伝達…

| メールマガ読者からの「新潟日報」情報1つ(抜粋)

└———— 金子 通（たんぽぽ舎会員）

◆保安規定再検討を-柏崎原発・規制委、東電に伝達

原子力規制委員会は2日、審査会合を開き、東京電力柏崎刈羽原発の保安規定変更案の再検討を求める意向を東電側に伝えた。

東電側は「原子力災害を防止する上で十分になるよう検討し、今後説明したい」と応じた。

規制委はこれまで、柏崎刈羽原発などの安全対策に関する東電の「決意」7項目を保安規定に盛り込むよう、東電に求めていた。(中略)

6月2日の審査会合はテレビ会議で行われた。規制委は、東電社長の責任を保安規定の中で明確に示すことなどを東電側に求めた。(後略)
(6月3日「新潟日報」2面より抜粋、紙面のみでネット上に掲載なし)

「」

「■ 6. 「日刊ゲンダイ」より4つ

「—————

◆ 「日刊ゲンダイ」6月4日発行より、目についた記事紹介

◎ 学歴詐称疑惑 小池都知事アラビア語での答弁拒否

「話しても誰も分からない」

<https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/274120>

◎ 取材と検証で学歴詐称を確信

小池都知事はウソにウソを重ねて魅力的な「物語」を作り上げた

「オジサン社会」で女の特権を利用

「上昇志向」の原因は壮絶な前半生

「注目の人直撃インタビュー」石井妙子(ノンフィクション作家)

「日刊ゲンダイ」の記事ではないですが関連です

<https://news.yahoo.co.jp/byline/goharanobuo/20200602-00181513/>

◎ 匿名で他人を誹謗中傷する行為は卑怯で許し難い

安倍政権の政策を批判する芸能関係者、特に女性は激しい批判を受け、耐えきれないレベルにまで達していると言わざるを得ない。

ジャーナリストへの攻撃も芸能関係者への攻撃も、

これらは同根であり、日本の自由への脅威、侵害である

孫崎 亨「日本外交と政治の正体」346より抜粋

◎ 必要なのは検察庁法改正でなく刑法 185 条の罰則規定の具体化

黒川東京高検検事長の定年延長法と麻雀賭博

怒りん坊中村敦夫の「閻魔堂会議」19より抜粋

—————
☆ ひきつづき、たんぽぽ舎の活動・日刊メルマガ＝「地震と原発事故情報」へのカンパを受け付けていますので、よろしくお願い致します。

郵便振込 加入者名 たんぽぽ舎 口座番号 00180-1-403856

☆ 《事故情報編集部》より

メールマガジン読者からの集会・デモ・講演会のお知らせ、その他投稿（「川柳・俳句・短歌」など）を歓迎します。

1. 「投稿」のテーマは、「原発問題」が中心軸ですが、エネルギー、自然、政治・経済、社会、身近な生活も歓迎します。
2. 原稿に「見出し」をつけて下さい。（「見出し」は1行見出しよりも2行又は3行見出しの方が読む人にとってわかりやすい）
執筆者名（基本的に本名でお願いしています）と執筆者名の後にかっこ書きで「所属・団体名」か「在住県名」を記載して下さい。
例：たんぽぽ花子（たんぽぽ舎）、
たんぽぽ太郎（東京都千代田区在住）
3. 「集会・デモ・講演会等のお知らせ」の投稿に関しては、どの団体・グループも平等に掲載する基本方針です。
そのため日時、会場、タイトル及び内容、主催者、主催者の連絡先など必要事項を400文字以内でお送り下さい。
件名に「イベント案内掲載希望」と明記して下さい。
日程が直前にならないよう余裕を持っていただけると幸いです。
メールマガジンへのイベント案内は1回だけの掲載とさせていただきます。
4. 集会や行動の参加報告等に関しては600文字以内で、
タイトル（見出し）及び本文をお送り下さい。
件名に「メルマガ掲載希望」と明記して下さい。

「投稿」の送付先はたんぽぽ舎の

アドレス「nonukes@tanpoposya.net」です。

なお、お送り頂いた投稿は紙面の都合上掲載できない場合もあります。ご了解下さい。

◆このメールマガジンのバックナンバーは、ホームページの「メルマガ：地震と原発事故情報」をご参照下さい。

◆メールマガジンをお送りします

たんぽぽ舎では、「地震と原発事故情報」（メールマガジン）を発信しています。

ご希望の方は、件名を「アドレス登録希望」として、ご自身のEメールアドレスからご氏名とともにたんぽぽ舎あてにメールを送ってください。

違うアドレスから「こちらのアドレスに送って」ということは間違いの元となりますのでやめて下さい。

登録できしだい発信致します。

- ・ 配信先のアドレス変更のご連絡は「旧アドレス」もお知らせ下さい。
- ・ 配信削除につきましても以下のアドレスに直接メールを下さい。

たんぽぽ舎のメールアドレス：nonukes@tanpoposya.net

◆携帯電話への送信は、容量が多いためか全文表示できない例があります。

たんぽぽ舎は、月曜～土曜 13:00～20:00 オープン、
日曜・休日はお休みです。

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2

ダイナミックビル 5 F

TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797

H P <http://www.tanpoposya.com/>

郵便振込 加入者名 たんぽぽ舎

口座番号 00180-1-403856